

## カーボンフットプリント製品種別基準（CFP-PCR）

（認定 CFP-PCR 番号：PA-BG-03）

対象製品：荷役・運搬用プラスチック製平パレット

2014 年 5 月 8 日 認定

### カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム

※認定CFP-PCRの有効期限は認定日より5年間とする。

※このCFP-PCRに記載されている内容は、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、CFP-PCR改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。

“荷役・運搬用プラスチック製平パレット”  
Carbon Footprint of Products- Product Category Rule of  
“Pallet for cargo and transportation”

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」(CFP プログラム)において、「荷役・運搬用プラスチック製平パレット」を対象とした CFP の算定・宣言のルールについて定める。

CFP の算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項」に基づいて、CFP の算定・宣言を行う。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この CFP-PCR は、CFP プログラムにおいて「荷役・運搬用プラスチック製平パレット」を対象とする CFP 算定および CFP 宣言に関する規則、要求事項および指示事項である。 なお、対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	荷役・運搬用プラスチック製平パレットを対象とする。  この CFP-PCR で対象とする荷役・運搬用プラスチック製平パレットは、輸送や物流などに使用する、荷物を載せる台である。サイトやトラック、倉庫などで荷役作業を扱いやすくするためのもので、運搬の際には台上に荷物を載せ、フォークリフトやハンドリフトの爪に差し込んで持ち上げる用途で使用する。荷役・運搬用パレットの素材はプラスチック製以外のものもあるが、それぞれ製造プロセスが異なるため、この CFP-PCR では、JISZ-0606 で対象となっているプラスチック製パレットに限る。
2-2	機能	輸送や物流などに使用される、荷物を載せるための荷役台。
2-3	算定単位 (機能単位)	販売単位(1 枚)とする。
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 ・本体、付属品 付属品は、提供先の手元にわたるものとし、常時、添付または同梱されるものとする。 ・各ライフサイクル段階で使用される輸送用資材
3	引用規格および引用 CFP-PCR	次の CFP-PCR を引用する。 ・PA-DY 再商品化プラスチック製品(中間財)
4	用語および定義	①バージンプラスチック素材 再生樹脂ではないプラスチック製素材である。 ②再生プラスチック素材(産業廃棄物系) 製造業者等から排出される廃プラスチックが破碎やペレット化され、再生利用されるプラスチック製素材である。 ③再生プラスチック素材(一般廃棄物系) 家庭等から排出される廃プラスチックが破碎やペレット化され、再生利用されるプラスチック製素材である。 ④滑り止め部材 滑り止めの用途で荷役・運搬用プラスチック製平パレットの本体に付属する、プラスチックやゴム等の部材である。 ⑤顔料

		<p>パレット素材の着色に用いられる添加剤である。</p> <p>⑥その他添加剤 顔料以外でプラスチックの性状を改質するための添加剤等である。</p> <p>⑦印刷用インク 荷役・運搬用プラスチック製平パレットの表面に、印刷を行うためのインクである。</p> <p>⑧パージ剤 プラスチック成形機内の洗浄剤である。</p> <p>⑨輸送資材 荷役・運搬用プラスチック製平パレットの輸送時に使用する資材である。</p>
5	製品システム(データの収集範囲)	
5-1	製品システム(データの収集範囲)	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料調達段階</li> <li>・生産段階</li> <li>・流通段階</li> <li>・使用・維持管理段階</li> <li>・廃棄・リサイクル段階</li> </ul> <p>ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。</p>
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p><b>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷</li> <li>・生産工場などの建設に係る負荷</li> <li>・複数年使用する資材の負荷</li> <li>・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷</li> <li>・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷</li> <li>・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷</li> <li>・妥当なシナリオのモデル化ができない場合の使用・維持管理段階に係る負荷</li> <li>・土地利用変化に係る負荷</li> </ul> <p><b>【カットオフ基準の特例】</b> 特に規定しない。</p>
5-3	ライフサイクルフロー図	<p>附属書 A(規定)に一般的なライフサイクルフロー図を示す。CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。</p>
6	全段階に共通して適用する CFP 算定方法	
6-1	一次データの収集範囲	<p>一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。</p> <p>なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。</p>
6-2	一次データの品質	特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	特に規定しない。
6-4	二次データの品質	特に規定しない。
6-5	二次データの収集方法	特に規定しない。
6-6	配分	<p><b>【配分基準に関する規定】</b> 特に規定しない。</p> <p><b>【配分の回避に関する規定】</b> 特に規定しない。</p>

		【配分の対象に関する規定】 特に規定しない。															
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量(または燃料使用量)に関して一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書 B(規定)のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 処理方法について一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。</p>															
6-8	その他	特に規定しない。															
7	原材料調達段階に適用する項目																
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>①「プラスチック素材」の製造および輸送に係るプロセス</p> <p>②「その他原材料」の製造および輸送に係るプロセス</p> <p>③「輸送資材」の製造および輸送に係るプロセス</p>															
7-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①「プラスチック素材」の製造および輸送に係るプロセス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">活動量の項目名</th> <th style="width: 15%;">活動量の区分</th> <th style="width: 25%;">活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「プラスチック素材(バージンプラスチック素材、再生プラスチック素材(産業廃棄物系)、再生プラスチック素材(一般廃棄物系))の構成要素」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量</td> <td>一次</td> <td>「各構成要素」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「プラスチック素材(バージンプラスチック素材、再生プラスチック素材(産業廃棄物系)、再生プラスチック素材(一般廃棄物系))の構成要素」 原材料の製造サイトへの輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造、供給および使用原単位</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 「廃棄物等」  「廃水」  ※2 </td> </tr> </tbody> </table> <p>・プラスチック素材が再生プラスチック素材の場合、リサイクルの準備が整ったものの輸送以降のプロセスを対象とする。</p> <p>・再生プラスチック素材が CFP-PCR「再商品化プラスチック製品(中間財)」の対象製品である場合は、当該 CFP-PCR を使用して算定してもよい。</p> <p>②「その他原材料」、「副資材」の製造および輸送に係るプロセス</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「プラスチック素材(バージンプラスチック素材、再生プラスチック素材(産業廃棄物系)、再生プラスチック素材(一般廃棄物系))の構成要素」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量	一次	「各構成要素」 製造原単位	「プラスチック素材(バージンプラスチック素材、再生プラスチック素材(産業廃棄物系)、再生プラスチック素材(一般廃棄物系))の構成要素」 原材料の製造サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「水」 「燃料」 「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造、供給および使用原単位	「廃棄物等」 「廃水」 ※2		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「プラスチック素材(バージンプラスチック素材、再生プラスチック素材(産業廃棄物系)、再生プラスチック素材(一般廃棄物系))の構成要素」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量	一次	「各構成要素」 製造原単位															
「プラスチック素材(バージンプラスチック素材、再生プラスチック素材(産業廃棄物系)、再生プラスチック素材(一般廃棄物系))の構成要素」 原材料の製造サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位															
「水」 「燃料」 「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造、供給および使用原単位															
「廃棄物等」 「廃水」 ※2																	

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「その他原材料(滑り止め部材、顔料、その他添加剤、印刷用インク等)」 製品生産サイトへの投入量	一次	「その他原材料」 製造原単位
「その他原材料(滑り止め部材、顔料、その他添加剤、印刷用インク等)」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「副資材(パージ剤等)」 製品生産サイトへの投入量	一次	「副資材」 製造原単位
「副資材(パージ剤等)」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位

③「輸送資材」の製造および輸送に係るプロセス

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「輸送資材」 製品生産サイトへの投入量	一次	「輸送資材」 製造原単位
「輸送資材」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位

※1 次の項目を一次データとして収集する。  
 [燃料法の場合]  
 ・輸送手段ごとの「燃料使用量」  
 [燃費法の場合]  
 ・輸送手段ごとの「燃費」  
 ・輸送手段ごとの「輸送距離」  
 [トンキロ法の場合]  
 ・輸送手段ごとの「輸送重量」

※2 廃棄物等および廃水に関するデータ収集項目

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「廃棄物等」のうちの化石資源由来成分 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分」 燃焼原単位
「廃棄物等」のうちの有機物成分 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位

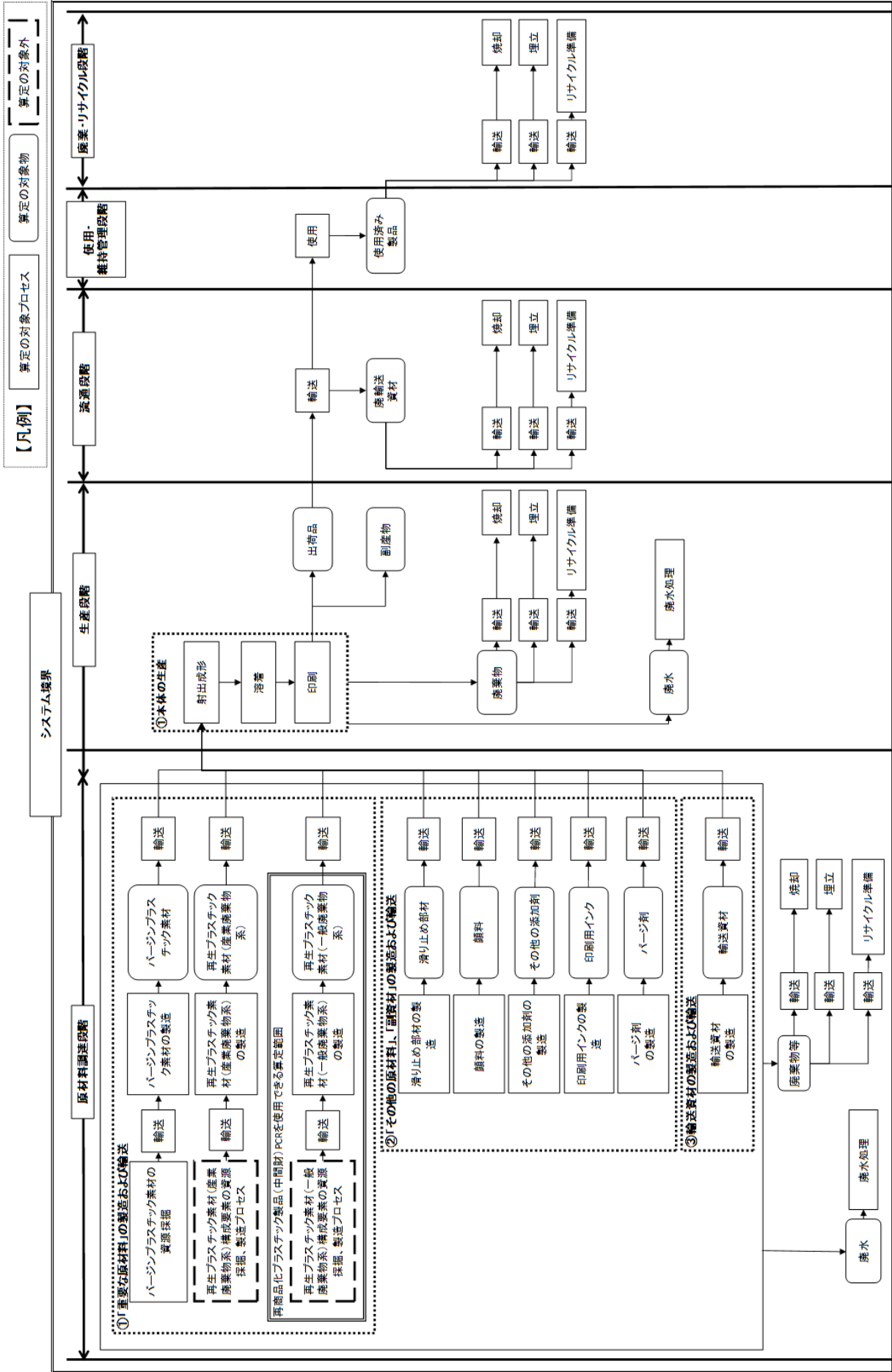
7-3	一次データの収集方法および収集条件	自社でプラスチック素材の製造を行っていない場合は、プラスチック素材の製造に係る GHG 排出量について、二次データを使用してもよい。															
7-4	シナリオ	【再生プラスチック原料の輸送シナリオ】 原料調達段階の再生プラスチック素材における輸送距離の二次データは、附属書 C のシナリオを使用してよい。															
7-5	その他	【投入物としてリサイクル材・リユース品を使用する場合】 ・リサイクル材の場合、その製造および輸送に係る GHG 排出量には、リサイクルの準備が整ったものの輸送以降のプロセス(前処理サイトからの輸送、再生処理)に伴う GHG 排出量を含めることとする。 ・リユース品の場合、その製造および輸送に係る GHG 排出量には、リユースプロセス(例:回収、洗浄など)に伴う GHG 排出量を含めることとする。															
8	生産段階に適用する項目																
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	①本体の生産(射出成形、溶着、印刷)に係るプロセス ②サイト間輸送プロセス															
8-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①本体の生産(射出成形、溶着、印刷)プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 「蒸気」 製品生産プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 「蒸気」 製造と供給および使用原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」 「廃水」 ※2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②サイト間輸送プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「出荷品」 各サイト間の輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2 に順ずる。 ※2 廃棄物等および廃水については、7-2 に順ずる。</p> <p>【配分のために収集する一次データ収集項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「出荷品」の生産量</li> <li>・「共製品」の生産量</li> </ul>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「水」 「燃料」 「電力」 「蒸気」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 「蒸気」 製造と供給および使用原単位	「廃棄物等」 「廃水」 ※2			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「出荷品」 各サイト間の輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「水」 「燃料」 「電力」 「蒸気」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 「蒸気」 製造と供給および使用原単位															
「廃棄物等」 「廃水」 ※2																	
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「出荷品」 各サイト間の輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位															
8-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。															
8-4	シナリオ	【廃棄物の処理シナリオ】 処理サイトに輸送された使用済み荷役・運搬用プラスチック製平パレットの処理については、一次データを収集することが望ましいが、次のシナリオを使用して															

		もよい。なお、処理方法の考え方については、附属書 D を参照のこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生処理:30%</li> <li>・焼却:56%</li> <li>・埋立:14%</li> </ul>																					
8-5	その他	特に規定しない。																					
9	流通段階に適用する項目																						
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	①「出荷品」の輸送プロセス ②廃輸送資材の廃棄・リサイクルプロセス																					
9-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①「出荷品」の輸送プロセス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">活動量の項目名</th> <th style="text-align: center;">活動量の区分</th> <th style="text-align: center;">活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「出荷品」 輸送量(または燃料使用量)</td> <td style="text-align: center;">※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>②「廃輸送資材」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">活動量の項目名</th> <th style="text-align: center;">活動量の区分</th> <th style="text-align: center;">活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「廃輸送資材」 処理方法ごとの排出量</td> <td style="text-align: center;">一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃輸送資材」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)</td> <td style="text-align: center;">※1</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃輸送資材のうち化石資源由来成分」 焼却処理の量</td> <td style="text-align: center;">一次 または シナリオ</td> <td>「各化石資源由来成分焼却」 原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃輸送資材のうち有機物成分」 埋立処理の量</td> <td style="text-align: center;">一次 または シナリオ</td> <td>「各有機物成分」 嫌気性分解原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2 に順ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「出荷品」 輸送量(または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「廃輸送資材」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位	「廃輸送資材」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位	「廃輸送資材のうち化石資源由来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分焼却」 原単位	「廃輸送資材のうち有機物成分」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																					
「出荷品」 輸送量(または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位																					
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																					
「廃輸送資材」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位																					
「廃輸送資材」 各処理施設への輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位																					
「廃輸送資材のうち化石資源由来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分焼却」 原単位																					
「廃輸送資材のうち有機物成分」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位																					
9-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。																					
9-4	シナリオ	特に規定しない。																					
9-5	その他	特に規定しない。																					
10	使用・維持管理段階に適用する項目																						
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	使用・維持管理プロセス 使用・維持管理プロセスについては、使用方法が利用者によって異なり特定が困難であること、およびメンテナンスの必要がないことから、考慮しない。 ただし、使用・維持管理プロセスにおいて、洗浄が必要な場合には、洗浄に伴う GHG 排出量を収集することとする。																					
10-2	データ収集項目	特に規定しない。																					
10-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。																					
10-4	シナリオ	特に規定しない。																					
10-5	その他	特に規定しない。																					

11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目																
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス															
11-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 原単位</td> </tr> <tr> <td>「使用済み製品」 各処理施設への輸送量(または燃料 使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> <tr> <td>「使用済み製品のうち化石資源由来 成分」 焼却処理の量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各化石資源由来成 分焼却」 原単位</td> </tr> <tr> <td>「使用済み製品のうち有機物成分」 埋立処理の量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各有機物成分」 嫌気性分解原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2 に順ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位	「使用済み製品」 各処理施設への輸送量(または燃料 使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位	「使用済み製品のうち化石資源由来 成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成 分焼却」 原単位	「使用済み製品のうち有機物成分」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位															
「使用済み製品」 各処理施設への輸送量(または燃料 使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位															
「使用済み製品のうち化石資源由来 成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成 分焼却」 原単位															
「使用済み製品のうち有機物成分」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位															
11-3	一次データの収集方法 および収集条件	特に規定しない。															
11-4	シナリオ	<p>【廃棄物の処理シナリオ】</p> <p>処理サイトに輸送された使用済み荷役・運搬用プラスチック製平パレットの処理については、一次データを収集することが望ましいが、次のシナリオを使用してもよい。なお、処理方法の考え方については、附属書 D を参照のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生処理:30%</li> <li>・焼却:56%</li> <li>・埋立:14%</li> </ul>															
11-5	その他	<p>【廃棄・リサイクル段階における処理方法の割合について】</p> <p>荷役・運搬用プラスチック製平パレットの製品特性上、廃棄されるまでに数年間の期間を要することが通常であるため、廃棄・リサイクル段階における処理方法の割合については、他社製の荷役・運搬用プラスチック製平パレットに関して収集したデータを、二次データとしてシナリオに適用してもよい。その場合には、他社製品に関して集められたデータでも、算定対象製品の廃棄・リサイクルと同等であることの妥当性を担保するエビデンスを準備すること。</p>															
12	CFP 宣言方法																
12-1	追加情報	特に規定しない。															
12-2	登録情報	特に規定しない。															
12-3	その他	特に規定しない。															



附属書 A : ライフサイクルフロー図 (規定)



附属書B：輸送シナリオ（規定）

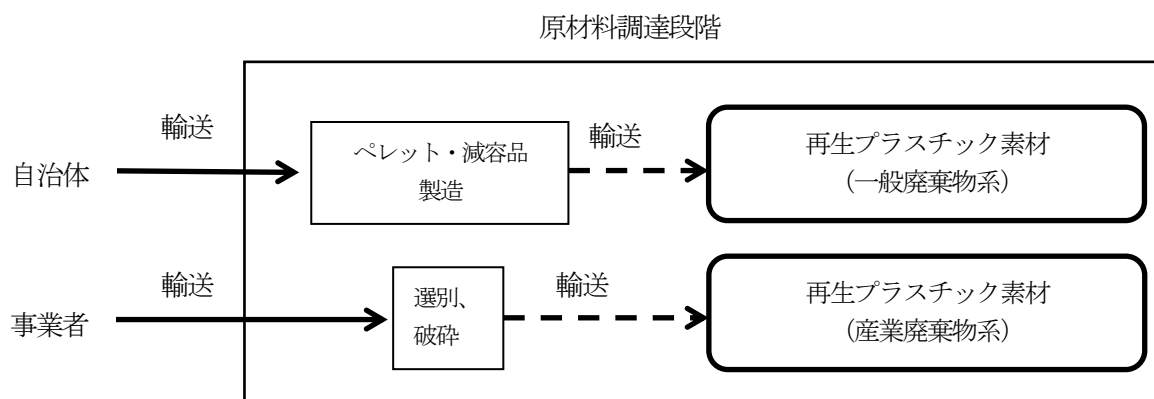
一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

ライフサイクル段階	設定シナリオ	
原材料調達段階、 原材料調達輸送 (ただし、再生プラスチック原料の輸送については附属書Dを使用すること)	輸送が陸運のみの場合	<輸送距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、生産サイト→港)	<輸送距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送距離> 港間の航行距離(*) <輸送手段> コンテナ船(4000 TEU 以下)
	輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)	<輸送距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
生産段階 廃棄物輸送	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)	<輸送距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
流通段階 製品輸送 廃棄物輸送	生産地が海外の場合 (生産サイト→生産国の港)	<輸送距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	生産地が海外の場合 (生産国の港→国内の港)	<輸送距離> 港間の航行距離(*) <輸送手段> コンテナ船(4000 TEU 以下)
	生産地が海外の場合 (国内の港→店舗等)	<輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
	生産地が国内の場合 (生産サイト→店舗等)	<輸送距離> 1,000 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %
廃棄・リサイクル段階	廃棄物輸送 (ごみ集積所→処理施設)	<輸送距離> 100 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62 %

(\*) 国際間航行距離は、国・地域間距離データベースを用いる。

### 附属書 C：原材料調達段階における再生プラスチック原料の輸送（規定）

原料調達段階で計上する輸送プロセスの内、再生プラスチック素材における輸送距離の二次データ(下図の実線部分)は、次のシナリオを使用する。



<再生プラスチック素材(産業廃棄物系)において、排出事業所から選別・破碎サイトへの輸送>

- ・輸送距離：500 km
- ・輸送手段：10 トントラック
- ・積載率：62 %

<再生プラスチック素材(一般廃棄物系)において、圧縮・梱包サイトからペレット・減容品製造サイトへの輸送>

- ・輸送距離：500 km
- ・輸送手段：10 トントラック
- ・積載率：62 %

#### 附属書 D: プラスチックの処理方法 (参考)

社団法人プラスチック処理促進協会が公開している、「プラスチックリサイクルの基礎知識 2013 プラスチックのマテリアルフロー図(2011 年)」より、処理方法毎の処理量の集計を引用した。この CFP-PCR では、“油化/ガス化/高炉・コークス炉原料”“固形燃料”“廃棄物発電”“熱利用焼却”“単純焼却”を、すべて“焼却”として扱った。

処理方法	処理量(t/年)	割合
再生処理	143 万	30 %
高炉・コークス炉原料/ガス化/油化	11 万	2 %
固形燃料	40 万	8 %
廃棄物発電	123 万	25 %
熱利用焼却	69 万	14 %
単純焼却	31 万	7 %
埋立	69 万	14 %
産業廃棄物合計	486 万	100 %

【CFP-PCR 改訂履歴】

CFP-PCR 番号	認定日	改訂内容
PA-BG-02	2010年12月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本ルールの改定に伴う変更</li> <li>② 新しいPCR 原案テンプレートへの対応</li> <li>③ 各段階(廃棄・リサイクル段階以外)から廃棄される廃棄物のリサイクルの取り扱いについては、リサイクルの準備プロセスまでを計上する(PCR 策定基準の「2.(7)リサイクルの取扱基準」を準用)</li> <li>④ 廃棄物が有価で引き取られているものの取扱については、リサイクルの準備プロセスまでを計上する(PCR 策定基準の「2.(7)リサイクルの取扱基準」を準用)。</li> </ul>
PA-BG-03	2014年5月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>① CFP制度試行事業よりCFPプログラムへの移行に伴うルール改定の反映およびCFP-PCR 書式に対応するよう旧フォーマットから変更。</li> <li>② 引用規格および引用CFP-PCRに PA-DY 再商品化プラスチック製品(中間財)を追加</li> </ul>